

第5回 隠岐の島町庁舎建設検討委員会 討議要旨

標記会議における討議の要旨及び、事務局が提出する資料については以下のとおりである。

1. 今後の庁舎建設検討委員会の今後の進め方

隠岐の島町庁舎建設検討委員会の今後の進め方を以下の通りとし、委員の了解を得た。

- (1) 新庁舎建設候補地は1箇所とする。
- (2) アンケートの実施は時間的に困難である。
- (3) 情報開示方法及び時期については用地交渉の進捗を考慮して事務局で判断する。

2. 新庁舎建設位置について

事務局より、候補地⑧について資料により町道を南側に設置する案を説明した。この案では現町道に下水道管が埋設されているため、移転には費用と時間がかかる事、下水道管を移転しない場合は、下水道管上には庁舎を建設できないことを説明した。

その後、候補地⑧、⑨について討議がなされた。

《候補地⑧に関する意見》

- (意見1) 候補地⑧にすると交通渋滞が起きる。
- (意見2) 候補地⑧は、庁舎形状に制限を受ける。
- (意見3) 住民の利便性からは候補地⑧が優れている。
- (意見4) 町道西郷3号線の改良は必要である。
- (意見5) 工事を行う為には、町道改良か工事用道路の確保が必要である。
- (意見6) 水害時には、西郷3号線は水没し通れなくなる。

《候補地⑨に関する意見》

- (意見1) 候補地⑨の方が防災性に優れている。
- (意見2) 都万五箇布施からの利便性は候補地⑨が優れている。
- (意見3) 候補地⑧と⑨は500m程度しか離れていない。どこまでが利便性が悪いか判断するのは難しい。
- (意見4) 町道西郷3号線の改良は必要である。

↓

(委員会での結論)

候補地⑧について道路付け替えや水害について諸条件を整理して、候補地⑧⑨の中で、候補地を絞り込むこととした。